

岡山県地域防災計画

(風水害等対策編)

令和 6 年 2 月

岡山県防災会議

等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

イ 市町村長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

ウ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

エ 県は、医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

オ 輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

カ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

(2) 助産

(1) に準ずる。

4 応援協力関係

(1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(2) 市町村は、当該市町村内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県は、自らの救護班並びに県との協定に基づいて派遣される岡山県医師会、日本赤十字社岡山県支部等、災害拠点病院等の医療救護班をもってしても必要な医療、助産を実施することが困難な場合は、厚生労働省、他都道府県又は自衛隊へ医療、助産（自衛隊については助産を除く。）の実施について応援を要請する。

(4) 県は、市町村の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。

(6) 県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、DMAT等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

(7) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

- (8) 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からD H E A Tの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

5 被災者の心のケア対策

- (1) 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に對して、D P A Tの派遣を求める。
- (2) 県は、D P A Tの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

7 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療福祉調整本部による総合調整の下で保健医療福祉活動を行う。

（資料編）

第7章 避難救護に係る施設・設備（整理番号：704、705）

第10章 防災対策上重要な制度等（整理番号：1002）

第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等（整理番号：1104）